

令和4年度包括外部監査結果報告書の要旨

札幌市包括外部監査人

公認会計士 浅利 昌克

第1 選定した特定の事件（監査テーマ）と選定理由

1 選定した特定の事件（監査テーマ）

中央卸売市場事業の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について

農業振興に関する財務事務の執行について

2 特定の事件（監査テーマ）を選定した理由

札幌市中央卸売市場は、道内の拠点市場として、札幌圏など約230万人の食を支えるとともに、北海道という大きな生産地として全国に供給する重要な役割を担っている。

また、食料・農業・農村基本法においては、国内の農業生産の増大を図ることを基本に食料の安定的な供給を確保することとしており、また、凶作や輸入の途絶等の不測の事態が生じた場合にも、国民が最低限度必要とする食料の供給を確保する責務を定めている。

近年問題となっている食の安心・安全、食料自給率や食料安定供給の重要性から、札幌市包括外部監査において中央卸売市場事業及び農業振興を初めて監査テーマとして取り上げることとした。

第2 監査の概要

1 監査対象部局及び監査対象期間

監査対象部局は、札幌市経済観光局中央卸売市場及び農政部である。監査対象期間は、原則として令和3年度の執行分をベースとし、必要に応じその前後期間を追加している。

2 監査の要点

中央卸売市場

ア 市の人口や面積等に対して適切に構築されているか。

イ 施設や備品等の整備、運営管理が適切に行われているか。

ウ 財務事務が法令及び規程等に従って適切に行われているか。

エ 事業に係る契約事務は、法令及び規程等に従って適切に行われているか。また、締結された契約は経済的なものとなっているか。

オ 事業に対し、適切に検証、的確な評価をされているか。

カ 計画における目標を実現するための今後の課題について適切に把握され、対応策が検討されているか。

農政部

- ア 市の人口や面積等に対して適切に構築されているか。
- イ 施設や備品等の整備、運営管理が適切に行われているか。
- ウ 財務事務が法令及び規程等に従って適切に行われているか。
- エ 事業に係る契約事務は、法令及び規程等に従って適切に行われているか。また、締結された契約は経済的なものとなっているか。
- オ 事業に対し、適切に検証、的確な評価をされているか。
- カ 計画における目標を実現するための今後の課題について適切に把握され、対応策が検討されているか。

第3 監査従事者

1 包括外部監査人

浅利 昌克（公認会計士）

2 監査人補助者

天羽 浩（公認会計士）、佐々木 大祐（公認会計士）、石井 俊春（弁護士）、千崎 史晴（弁護士）

第4 報告書の構成と記載内容

タイトル（項目）	主な内容
1 外部監査の概要	テーマ選定理由、監査の実施概要、利害関係の有無、報告書表記上の注意点等を記載した。
2 中央卸売市場について	札幌市中央卸売市場の概要、現在の組織体制、施設、財務状況等について記載した。
3 農業の概要について	札幌市の農業の概要、農業生産の現状、農政部の組織体制、サッポロさとらんど（農業体験交流施設）等について記載した。
4 監査の結果及び意見（中央卸売市場）	以下1～5に掲げる観点から監査を行い、その結果をまとめた。

<p>1 卸売市場の一般的な経営課題</p>	<p>少子高齢化に伴う人口減少の進展等による食料消費の量的変化、社会構造の変化に伴う消費者・実需者ニーズの多様化、農林水産物の国内生産・流通構造の変化、生鮮食料品等流通の国際化、さらには、東日本大震災の経験を踏まえた防災機能強化等の社会的要請の高まりなど、大きく変化している。このような中で、出荷者や実需者が卸売市場に期待する役割や機能が多様化しているものの、それらに卸売市場流通が十分に対応できていない点が指摘されていることを踏まえ、札幌市中央卸売市場の現状を検証し、監査結果及び意見を記載した。</p>
<p>2 第2次札幌市中央卸売市場経営活性化プロジェクトに関する事務執行について</p>	<p>令和3年度から令和12年度までを計画期間とする第2次札幌市中央卸売市場経営活性化プロジェクト（以下「第2次プロジェクト」という。）に基づき執行されている取組の実施状況を分析し、意見を記載した。</p>
<p>3 財産管理に係る監査の結果及び意見</p>	<p>更新対象設備とその劣化状況等の確認、長期の修繕計画書等の妥当性及び現在の進捗状況の確認、有形固定資産の取得、除却及び減価償却の各処理が法令等に従って適切に行われているかサンプリングにより確認するなど、財産管理に関する事務を検証し、監査結果及び意見を記載した。</p>
<p>4 決算に係る監査の結果及び意見</p>	<p>札幌市中央卸売市場事業会計の財務諸表について、新地方公営企業会計基準等に即して適正性を検証し、監査結果及び意見を記載した。</p>

	5 その他監査の結果及び意見	その他市経済観光局中央卸売市場の所管する事務の執行について、合規性、効率性等の観点から検証し、監査結果及び意見を記載した。
	5 監査の結果及び意見(農政部)	以下1～4に掲げる観点から監査を行い、その結果をまとめた。
	1 札幌市の農業の現状	札幌市の都市型農業の施策に関する事務の執行について、合規性、効率性等の観点から検証し、監査結果及び意見を記載した。
	2 契約事務に係る監査の結果及び意見	市経済観光局農政部の契約事務の執行について、札幌市農業体験交流施設(さとらんど)に関する契約事務を中心に、合規性、効率性等の観点から検証し、監査結果及び意見を記載した。
	3 札幌市農業体験交流施設(さとらんど)に係る監査の結果及び意見	さとらんどの資産管理について、合規性、効率性等の観点から検証し、監査結果及び意見を記載した。
	4 補助金及び助成金の事務に係る監査の結果及び意見	市経済観光局農政部で所管する補助金及び助成金に係る事務の執行について、合規性、効率性等の観点から検証し、監査結果及び意見を記載した。

第5 監査の結果(指摘)及び意見

1 監査結果(指摘)及び意見について

監査の結果(指摘)は、合規性の観点から当然に是正を求める事項である。また、札幌市の厳しい財政状況に鑑み、地方自治法第2条第14項の趣旨を厳格に解し、経済性、効率性及び有効性の観点から強く対応を求める事項については結果(指摘)としている事項もある。

他方、意見は、結果(指摘)には該当しないが、組織及び行政運営の合理化に資するために、是正・改善に向けた検討を求める事項である。

2 項目別指摘及び意見の件数

内 訳		指摘	意見	計
中央卸売市場	4.1 卸売市場の一般的な経営課題	3	11	14
	4.2 第2次札幌市中央卸売市場経営活性化プロジェクトに関する事務執行について	3	16	19
	4.3 財産管理に係る監査の結果及び意見	2	2	4
	4.4 決算に係る監査の結果及び意見	3	6	9
	4.5 その他監査の結果及び意見	1	4	5
	小 計	12	39	51
農政部	5.1 札幌市の農業の現状	0	2	2
	5.2 契約事務に係る監査の結果及び意見	0	1	1
	5.3 札幌市農業体験交流施設（さとらんど）に係る監査の結果及び意見	0	3	3
	5.4 補助金及び助成金の事務に係る監査の結果及び意見	0	5	5
	小 計	0	11	11
計		12	50	62

3 主な指摘事項

指摘事項の主なものは以下のとおりである。

市場内の防災管理点検（報告書 134 ページ）

札幌市中央卸売市場では、外部事業者に防災管理点検の実施を委託しているが、防災管理の点から市場の設備及び体制、組織上に複数の不備が指摘されている。

防災管理点検で指摘された具体的内容は、消防計画が現状に即して変更されていない点、自衛消防組織が設置されていない点、地震避難訓練がなされていない点、転倒防止措置や備品落下の防止措置がなされていない点、避難経路に物がおかれている点などである。

また、監査人らが実施した施設視察でも、消火設備設置個所の前に商品が山積みされているなどの不適切な状況が見られた。

いずれの項目についても、災害、火災発生時には直ちに人命の危険に直結する問題である。また、防災訓練の不実施は被害の拡大を生じさせるもので、いつ発生するかわからない地震災害、また火災等に現状では対応できない可能性があり、直ちに不備の指摘があった点を改

善すべきである。

コンプライアンス推進WG（報告書 157 ページ）

札幌市中央卸売市場では、令和3年度（2022年度）から令和12年度（2030年度）までを計画期間とする第2次プロジェクトを策定し、その推進体制として、経営展望推進委員会と7つのWGを設けている。

このうち、コンプライアンス推進WGについては、平成30年の開催を最後に、以後、1度もWGが開催されておらず、事務執行の有効性に疑問がある。この点、開設者の説明によれば、WGの開催については基準が決められ、「法令違反により一部業務停止や過料に相当する指導・改善命令を受ける事態」、「食の安全に関わる法令違反による処分」、「会社の社会的信用を著しく失墜させるもの」、「会社の存続を脅かすこと」、「市場の信用を著しく失墜させるもの」に該当する場合にWGを開催するものとされているとのことであり、同基準に該当する事案がない以上はWGの開催に至っていないとのことである。

しかし、そもそもコンプライアンスを推進することは、問題が起きてからでは遅く、事前に、市場関係者が意識的に心がけるべきものである。まして、実際に不祥事が起きてしまったときの影響を考慮すると、不祥事がなければWGを開催しないなどという上記基準は直ちに見直し、市場関係者における積極的なコンプライアンスの意識向上に向けた取組を具体的に行うべきである。

除却の会計処理の未処理（報告書 168 ページ）

建設改良費について、近年は毎年の支出額が3億円～5億円程度に増加しており、支出の内容は設備関係の耐用年数（主に15年～20年）経過に伴う設備更新が主なものとなっている。

例えば令和3年度においては、水産棟GHP室内機更新、電力設備監視装置更新、自動火災報知設備更新等であるが、これらはいずれも耐用年数経過に伴い劣化・摩耗した旧設備を除却し新品に更新した工事である。

このように、毎年設備の更新工事は行われており、それに伴って旧設備（除却資産）については、資産の除却が行われていると思われるが、会計上固定資産の除却処理が行われていない。

会計上固定資産の除却処理が行われていない結果、旧設備（除却資産）のうち耐用年数を超過していない資産については、資産がないにもかかわらず、会計上継続して減価償却費が計上されている。

また、現状の減価償却計算の処理は、地方公営企業法施行規則に従い、取得価額の5%を残存価額とし、それ以上は償却しないとしているが、取得価額の5%を残存価額とし、それ以上は償却しない結果、前記の旧設備（除却資産）については、帳簿上取得原価の5%分が資産として計上され続けることとなっており、資産の過大計上及び当期損失の過小計上となっている。

見積書などの帳票は、施設建設時から10年以上経過していることから保管されておらず、過去に遡及して会計上の固定資産の除却処理金額の算定を行う事はできなかったが、施設の更新は平成27年頃から行われており、また帳簿上の除却処理もこの頃から行われていないことから、仮定で算定した除却損未処理金額は95百万円となる。

4 主な意見事項

意見事項の主なものは以下のとおりである。

場内での交通事故（報告書133ページ）

卸売業者や仲卸業者をはじめとする札幌市中央卸売市場を利用する業者は、市場内でフォークリフトやトラック、ターレット式運搬自動車などの運搬車両を使用することとなるが、場内を走行する運搬車両については、市が定める業務規程等に基づき一般社団法人札幌市中央卸売市場協会（以下「市場協会」という。）が構内運搬車両及び運転者登録規則を定め、市場協会が登録証等（構内運搬車両登録証及び構内運転許可証）を発行して管理している。

ところで、フォークリフト運転による交通事故が複数発生しており、事故を起こした運転者が構内運搬許可証を取得していないケースが散見される。

市場内でのフォークリフト等の運搬車両の運転については、許可証のない者の運転を禁止することを徹底すると共に、許可証の交付を受けていない者が運転していた場合には、雇用主である卸売業者、仲卸業者その他の業者に対して何らかのペナルティーを科して、許可証の実効性を担保することが望ましいと考える。

また、許可証の取得および更新時には、市場内で発生している交通事故の状況の説明をするなどして注意喚起するとともに、講習会などを実施して、事故の防止につながる施策を講じることが望ましい。

市場総合情報システムの責任範囲の明確化（報告書207ページ）

市場では、様々なサブシステムから構成される札幌市中央卸売市場

総合情報システムを重用している。

このシステムは、所有権は市場にあるものの、使用許諾を市場協会と締結し、同協会とその委託会社を中心となって保守管理や機能追加等を行っている。しかし、委託内容や詳細なセキュリティに関する条項等の権利義務関係が明文化されてなく、具体的な責任範囲や有事の際の対応根拠として不十分である。

市場と市場協会間での現状の契約内容では、権利義務の範囲や内容が不明確であり、有事の際に適切な措置が困難となる可能性が高いと考える。

さらに、市場システムに関するコントロールは市場協会が行っているものの、情報漏洩等が生じた場合は市民・メディアの関心は市場へ向けられると想定される。そのため、現在不明瞭な権利義務関係を明確化すべきである。

補助金の事後評価（報告書 238 ページ）

札幌市新規就農支援事業あるいは札幌市基盤整備事業・地産地消推進事業において申請し要件を満たした新規就農者等に対し補助金を支給する事業を札幌市独自に行っている。

2つの補助金は、それぞれ「農業の新たな担い手となる新規就農者等の経営の早期安定を図るために必要な機械・施設の整備等の経費に対して助成」あるいは「国・道費補助事業の採択要件に満たない事業を対象に、市内農家が組織的に取り組む農業生産基盤の整備に要する経費の一部を補助」を目的としているが、補助金の支給された後の効果については、市の要綱等では効果を求めていないため評価はしていない。

しかし補助金・助成金事業の効果が認められないのであれば、より効果のある新たな事業への予算を重点的に配分等すべきである。よって事業の効果については短期的ではなく少なくとも中期的に評価する必要があると思われる。

5 指摘及び意見事項一覧（要旨）

指摘（12件）

項目	内容	ページ数
4.1 卸売市場の一般的な経営課題		
市場内で使用する運搬車両登録証	<p>市場内で使用するフォークリフト1台が事故を起こした際、場内運搬車両登録証が6年も期限切れとなっていたことが判明した。</p> <p>市場内に多数存在するフォークリフトをはじめとする運搬車両すべてについて貼付されているステッカーを市場出入口において目視で確認することは事実上不可能であり、パトロールで場内すべての車両の登録証の期限を確認することにも人員、時間上限界がある。</p> <p>しかも、ステッカーの有効期限は1年間であり、1年毎に更新が必要であるうえ、負担金、交付料を支払う必要があるのであるから、市場内の運搬車両が登録および更新が適正になされていること及びその管理は強く要請されている。</p> <p>そのため、登録車両を一元的にデータベース等で管理し、登録期限が切れた車両については再登録を催告するなどの仕組みの導入を検討すべきである。</p>	132
市場内の防災管理点検	<p>防災管理点検で指摘された具体的内容は、消防計画が現状に即して変更されていない点、自衛消防組織が設置されていない点、地震避難訓練がなされていない点、転倒防止措置や備品落下の防止措置がなされていない点、避難経路に物がおかれている点などである。</p> <p>また、監査人らが実施した施設視察でも、消火設備設置個所の前に商品が山積みされているなどの不適切な状況が見られた。</p> <p>いずれの項目についても、災害、火災発生時には直ちに人命の危険に直結する問題である。また、防災訓練の不実施は被害の拡大を生じさせるもので、いつ発生するかわからない地震災害、また火災等に現状では対応できない可能性があり、直ちに不備の指摘があった点を改善すべきである。</p>	134
市場外のトラックの待機	<p>札幌市中央卸売市場の青果棟に接している環状通（市場側）に市場関係トラックが違法な駐車あるいは一時停止をしているのが散見される。同時に、市場内の北側屋外駐車場を見ると、一般車両とともにトラックがほぼ満車状態で駐車され、また、水産棟や青果棟横にも数多くのトラックが横付けされている。</p> <p>この原因は、場内における輸送動線の錯綜、複雑な仕分け作業の発生など荷物の搬入・搬出するトラックが一時的に市場に入りきれなくなっていることを原因としていると思われる。</p> <p>事故を未然に防ぐためにも、車両の動線の再検討や車両の一時的退避エリアを確保する等の対策が必要と思われる。</p>	138
4.2 第2次札幌市中央卸売市場経営活性化プロジェクトに関する事務執行について		
計画的な施設の更新・修繕費用の抑制	<p>第2次プロジェクトにおいて、計画期間中の「計画的な施設の更新・修繕費用の抑制」の効果額を1億円と設定し、効果額の内訳を、設備の計画的な更新を行うことで50,994千円、担当職員の人件費を収益的支出から資本的支出に振替えることによる49,000千円としている。</p> <p>しかしながら、職員の人員配置に伴う人件費の計上方法が、収益的支出から資本的支出に変更されるという会計上の処理によって49,000千円も効果を上げたかのような結果を見出すこととなり、真の計画の効果を反映したものといえないばかりか、かえって、市</p>	152

	<p>民に、過大な成果があったかのような誤解を与えるものである。</p> <p>したがって、開設者の認識を改め、担当職員の人件費を収益的支出から資本的支出に振替えることによる49,000千円もの効果額を加算して計上することなく、「計画的な施設の更新・修繕費用の抑制」の取組みを推し進めるべきである。</p>	
資源リサイクル施設のあり方検討	<p>資源リサイクル施設のあり方をめぐり、開設者内部における定期的な会議が開催され、令和7年度資源リサイクル施設の停止案が取りまとめられ、その際、資源リサイクル施設の停止によって、同施設建設時に国から受けた補助金約1億6,300万円の返還の要否に関しては、稼働10年をもって返還不要との考えに基づき作成された。</p> <p>しかし、その後、国に確認した結果、ボイラーは17年、建物は31年使用しないと補助金は全額返金義務があるとの回答に接している。本来この確認が議論の出発点とされるべきであったが、その失念により定期的な会議それ自体が無に帰したものであり、非効率な事務執行であったと認められる。</p> <p>資源リサイクル施設については、補助金を全額返還してでも稼働を停止するのか、多額の維持費を負担しながら稼働を継続するのかは、第2次プロジェクトのみならず市の財政に影響する重大な点であり、より集中的に、議論を進め、早期に方針決定を行うべきである。</p>	153
コンプライアンス推進WG	<p>平成30年の開催を最後に、以後、1度もWGが開催されておらず、事務執行の有効性に疑問がある。この点、開設者の説明によれば、WGの開催については基準が決められ、「法令違反により一部業務停止や過料に相当する指導・改善命令を受ける事態」、「食の安全に関わる法令違反による処分」、「会社の社会的信用を著しく失墜させるもの」、「会社の存続を脅かすこと」、「市場の信用を著しく失墜させるもの」に該当する場合にWGを開催するものとされているとのことであり、同基準に該当する事案がない以上はWGの開催に至っていないとのことである。</p> <p>しかし、そもそもコンプライアンスを推進することは、問題が起きてからでは遅く、事前に、市場関係者が意識的に心がけるべきものである。まして、実際に不祥事が起きてしまったときの影響を考慮すると、不祥事がなければWGを開催しないなどという上記基準は直ちに見直し、市場関係者における積極的なコンプライアンスの意識向上に向けた取組を具体的にを行うべきである。</p>	157
4.3 財産管理に係る監査の結果及び意見		
除却の会計処理の未処理	<p>毎年設備の更新工事は行われており、それに伴って旧設備(除却資産)については、資産の除却が行われていると思われるが、会計上固定資産の除却処理が行われていない。</p> <p>会計上固定資産の除却処理が行われていない結果、旧設備(除却資産)のうち耐用年数を超過していない資産については、資産がないにもかかわらず、会計上継続して減価償却費が計上されている。</p> <p>また、現状の減価償却計算の処理は、地方公営企業法施行規則に従い、取得価額の5%を残存価額とし、それ以上は償却しないとしているが、取得価額の5%を残存価額とし、それ以上は償却しない結果、前記の旧設備(除却資産)については、帳簿上取得原価の5%分が資産として計上され続けることとなっており、資産の過大計上及び当期損失の過小計上となっている。</p> <p>見積書などの帳票は、施設建設時から10年以上経過していることから保管されておらず、過去に遡及して会計上の固定資産の除却処理金額の算定を行う事はできなかったが、仮定で算定した除却損未処理金額は95百万円となる。</p>	168

<p>固定資産 の 実地 棚卸 に 関 す る 規 定</p>	<p>中央卸売市場では、車両及び備品については札幌市共通の規定により現物管理が行われているが、設備等現物の実地棚卸に関する規定は無い。少なくとも年度末には固定資産台帳に基づいて現物確認を行い、現物確認できない資産については会計上の除却処理の要否を検討する事が望まれる。</p> <p>また、設備の保守・点検を管轄とする管理課管理係では現物設備の現況を詳細に把握しているが、固定資産台帳は管理課事務係での会計処理のみに用いられている。今後の更新工事については両者がそれぞれの情報を共有して、現物と固定資産台帳が照合できるようにすることが望まれる。</p>	<p>172</p>
<p>4.4 決算に係る監査の結果及び意見</p>		
<p>減損会計</p>	<p>減損会計とは、固定資産の帳簿価額が実際の収益性や将来の経済的便益に比べ過大となっている場合に、適正な帳簿価額まで簿価を切り下げ、貸借対照表が経営状況をより適切に表すことを目的とした会計上のルールである。</p> <p>具体的には、地方公営企業法施行規則等に則って、所有する固定資産の減損損失の要否を検討する必要があり、その検討過程は他の会計根拠資料と同様に一定期間保管する必要がある。</p> <p>しかし、札幌市中央卸売市場に対して固定資産の減損会計に関する適用状況を質問したところ、各資産別、資産グループ別の減損会計の検討書類は作成されておらず、決算報告書上、減損不要である旨が注記されているのみである。</p> <p>毎事業年度の決算手続においては、固定資産の減損会計の検討を行い、減損損失を計上する必要があるかの手順を踏んで検討しなければならない。結果として、減損損失を計上する必要がある場合であっても、減損損失の計上が必要であるとの結論に至る経緯を決算手続として、記録・保管する必要がある。</p>	<p>186</p>
<p>特定預金 の 表 示</p>	<p>令和3年度の札幌市中央卸売市場事業会計決算書の貸借対照表上に「特定預金」が59,114,469円計上されており、市では、給与支払時に天引きされる税金や社会保険料など、支払先が特定されている預り金が管理されている口座残高を「特定預金」として表示しており、市場開設時の昭和35年から当科目にて表示している。</p> <p>しかし、公益法人会計基準や学校法人会計基準での「特定資産」は、将来生じうる建物取得や大規模修繕といった多額な支出に備えている資金として、貸借対照表上の他の金融資産等とは区別して表示されるものであり、市場の運用状況を鑑みると、特定の用途ではあるものの短期的な支払管理目的のための区別であり、財務諸表利用者にとっても有用な情報とは言い難く、誤解を招く可能性もある。このため、「特定預金」として計上される59,114,469円を「預金」として計上する必要がある。</p>	<p>194</p>
<p>会計帳簿 の 整 備 状 況</p>	<p>総勘定元帳は、複式簿記において日々発生する取引のすべてが記録される主要簿であり、すべての取引が勘定科目ごとに記録される重要な帳簿である。総勘定元帳によって、取引日、取引金額、相手科目等が表示され、取引内容が明らかとなる。</p> <p>しかし、市場の財務会計システムにおける総勘定元帳では、大半の仕訳の取引内容が表示されない(空欄で表示される)仕様となっている。</p> <p>現状では、事後的に取引照会が必要な場合に他の帳票を併用することが不可避であり、今回の監査手続においても効率的な監査手続を阻害する要因となった。また、このような会計システムの基本的機能の不備は、システム全体に対しても不審な印象を抱く要因にも繋がるうえに、複式簿記の基本的事項に不備があるこの状況が長期間見直されずに運用され続けていることが異常な状況である。他の</p>	<p>196</p>

	会計機能も含めて早急にシステム構成を見直し、システムの改修又はシステム変更も含めて検討すべきである。	
4.5 その他監査の結果及び意見		
図書台帳の管理	令和3年度の図書台帳を通査すると令和元年度以降令和3年度までの図書がなかった。 また、確認したところ、図書台帳が適時に更新されていなかっただけでなく定期的に図書台帳と現品の照合が行われていなかった。図書については図書台帳を作成し、出納の都度整理することとなっており、購入及び廃棄の都度図書台帳の更新が必要である。 さらに、定期的に図書台帳と現品の照合を行い、現物の有無の確認が必要である。	202

意見（50件）

項目	内容	ページ数
4.1 卸売市場の一般的な経営課題		
せり売割合の基準について	せり売割合の基準について、大型需要者のニーズに応じて相対取引が増加するなど市場の環境が大きく変化しており、一定の基準の見直しについて随時検討する必要があると思われる。市場の経営展望や取扱物品の需給動向等も踏まえて、柔軟かつ戦略的に設定することが必要であると思われる。	128
仲卸業者、卸売業者の市場使用料の負担	卸売業者、仲卸業者等の売上高の把握は、売上高割使用料の決定に欠くことにできないものである。 売上高の把握については、各社からの報告だけに依存するのではなく、管理者からも売上高や仕入れ金額に過誤、不適切な報告がなされていないかチェック体制の構築が望まれる。	128
場内での交通事故	フォークリフト運転による交通事故が複数発生しており、事故を起こした運転者が構内運搬許可証を取得していないケースが散見される。 市場内でのフォークリフト等の運搬車両の運転については、許可証のない者の運転を禁止することを徹底すると共に、許可証の交付を受けていない者が運転していた場合には、雇用主である卸売業者、仲卸業者その他の業者に対して何らかのペナルティーを科して、許可証の実効性を担保することが望ましいと考える。 また、許可証の取得および更新時には、市場内で発生している交通事故の状況の説明をするなどして注意喚起するとともに、講習会などを実施して、事故の防止につながる施策を講じることが望ましい。	133
市場内での施設損壊事故について	市場の施設が損壊した場合には、当該事故を発生させた業者に対して施設損壊届を提出させているが、施設の修理状況については報告書が添付されておらず、修理状況や修理完了の確認状況などが把握できない状態となっている。 修理を実施した場合には、修理を実施した業者又は損壊した業者に修理状況報告書を提出させることが望ましい。	133
市場における警備員の配置	関係者の出入りが希薄となる午後の時間帯には警備員が常駐しておらず、事実上誰でも市場に出入りが可能な状態となっている。 市場は生鮮食品等を取り扱い、衛生管理を徹底する必要があるところ、このような状況では警備上、衛生上問題があるというべきである。 24時間体制ですべての出入り口に警備員を常駐させることは費用・運用の面から困難であるが、効果的な方法の検討を継続して、実効性のある警備体制の構築をすることが望ましい。	134

水産検査員の人選	<p>水産の検査員3名について、卸売業者出身者である。</p> <p>検査員は中立厳正に検査を実施する必要があることから、本来的には検査を受ける側である卸売業者の出身者が検査員となることは利益相反の問題を生じると考える。札幌市中央卸売市場の卸売業者出身者以外の者も登用する努力をすることが望ましい。</p>	135
市場の事業継続計画（BCP）	<p>第2次プロジェクトにおいて市場の事業継続計画について検討をしているが、卸売市場エリア内で取引ができない状況になった場合等の代替地による卸売市場の一時的な開設及び一時保管施設についての検討等がされていないので、このようなケースも織り込んだ事業継続計画の検討が必要である。</p>	137
市場と農政との関係強化の必要性	<p>札幌の魅力ある市場づくりのためには、市場関係者（卸売業者、仲卸業者及び市場開設者等）が連携、情報交換し、これまで集荷していなかった産品について、産地にアプローチし市場出荷へ誘導する。また、これから増産、ブランド力強化を目指す産品について市場の流通網を活かして販売拡大を図る必要がある。</p> <p>また、実需者の要望に基づく販路開拓販売店など川下が持つ意見、情報等を収集し、新たな品目、生産方法、ブランド化の検討など、産地にフィードバック、提案するなど産地との連携を図り、実需者が求める品揃えを目指す必要もあるが、この際には、農業関係者（JAや農業従事者）だけでなく、札幌市の農政部も一緒になって実需者が求める品揃えを整えられるよう農業従事者のサポートをする。</p> <p>また、食育の観点から、小中学校の給食への地場産品の供給をさらに進めるとともに、魅力ある市場及び札幌の農業を知る機会として札幌市中央卸売市場の見学とさっぽろさとらんどの見学をパッケージで行う等も検討する必要があると思われる。</p> <p>このような連携した取り組みができれば、食育だけではなく札幌の農産物のブランド化などにも寄与できると思われる。</p>	138
ITを活用した市場のスリム化・集約化	<p>商品は卸売市場に持ち込んで取引すること（商物一致）が原則であったが、2020年6月に卸売市場法の改正が行われ商物一致の原則が廃止され、現物を市場に搬入しないまま取引方法は卸売市場ごとに設定できるようになった。</p> <p>市では、市場内事業者との協議により、従前の体制を維持することが適当と判断したため、商物一致原則は引き続き条例で規定することとし、例外的に一部商物分離取引を認めることとした。</p> <p>商物分離取引においては、卸売市場の機能である価格形成機能（需要と供給を反映した生鮮品の価格を決定する公正で透明性の高い価格決定の機能）の明瞭性・適時性の維持に十分な配慮が必要であり、これに対応するためITの活用が不可欠と考えられる。</p> <p>今後は、ITを活用した市場のスリム化・業務のスリム化についての検討が強く求められると思われる。</p>	140
事務処理の簡素化	<p>市においては、法令の規定のない多くの届出については、不要あるいは随時としており、他の市場以上に事務処理の簡素化を図っている。</p> <p>監査において各簿冊を通査したが、各提出書類は、大変ボリュームがあり、提出頻度が随時（実際は毎日）となっているものもある。これらは、ほぼ書面による届けとなっている。必要性・重要性について検討し、電子データでの提出を認める等さらなる事務処理の簡素化を図るべきであると思われる。</p>	141
公共施設としての地域への貢献	<p>卸売市場は食品物流拠点としての機能だけでなく、他の社会的な役割を果たしていくことも求められている。</p> <p>まず、食品を扱う施設という性質から、食育や食文化の継承に関する取組が必要である。</p> <p>また、卸売市場はその運営に伴って大量にエネルギーを消費す</p>	143

	<p>るとともに、食品廃棄物等を大量に排出する施設であることから、卸売市場の運営に伴う環境負荷の低減も社会的役割として対応する必要がある。</p> <p>さらに、卸売市場の敷地の広さや物流機能を活かした災害時の対応拠点や非常時のライフラインとしての役割も市民生活の安全・安心を担保する上で重要である。</p> <p>こうした社会的な役割を果たしていくとともに、札幌市中央卸売市場の社会インフラとしての重要性を市民に発信し、理解を得ていく取組も必要である。</p>	
<p>4.2 第2次札幌市中央卸売市場経営活性化プロジェクトに関する事務執行について</p>		
<p>新たな共同事業の実施（複数の市場関係事業者が主体的に共同で輸出事業の実施）</p>	<p>令和3年度における開設者の取組としては、複数の市場関係事業者が主体的に共同で輸出事業を実施する検討が進められており、開設者も同事業を後押しする方策を検討してきた。具体的には、開設者が輸出証明書を発行できるようにすることである。</p> <p>この支援業務は、令和6年から事業を開始し、第2次プロジェクト期間における効果額は、2,110万円を目標に据えている。</p> <p>この2,110万円の根拠は、輸出売上高実績が、平成30年度の実績18.8億円(売上高割使用料470万円)から、令和12年度に倍増の約40億円(売上高割使用料1,000万円)に達するものと見込み、令和6年度から令和12年度各年度の輸出増加額の売上高割使用料を積み上げたものであるが、新型コロナウイルス感染症拡大により輸出売上においても大幅な変化が生じた以上、その効果額の算定について、臨機応変にその効果額の修正を認めるべきである。</p> <p>一方で、これ以外の開設者の具体的な取組については、見受けられなかった。</p> <p>開設者が有する知識・制度などは、市場関係事業者の知らない部分もあり、開設者は情報を集約できる可能性もあるし、いろいろな情報をもとにして、積極的に関わっていく局面もあるべきである。</p> <p>中でも、補助事業は、情報を入手しやすくどのような事業に利用できるか、それを利用できる事業者はどのようなところかの判断は、行政側が長けているのであり、共同事業の実施という側面においても、市場関係事業者が利用できるよう積極的な案内を試みるべきである。</p>	149
<p>新たな事業の実施（売上高の拡大効果を意識した新規事業展開）</p>	<p>令和3年度は、5件の新規事業の着手があり、10年で12件以上とされる数値目標は容易に達成できると考えられるものの、この5件の新たな事業に伴う売上高は、約32万円に過ぎなかった。</p> <p>件数の点では目標を超える達成率が見込まれるとはいえ、販路拡大による売上高の拡大効果を意識した新規事業展開がなされることが求められている。</p>	150
<p>経営展望推進委員会の資料</p>	<p>委員会の会議開催の資料において、その取組状況の報告にあたり、着手件数が「令和3年度1件」とされていたが、実際には0件であり、第2次プロジェクトの対象期間より前の実績値が報告されていた。</p> <p>委員会が、各WGの取組状況を正確に把握するためにも、実績値に関する報告は、正確にすべきである。</p>	150
<p>施設利用WG</p>	<p>施設利用WGは、年度末に書面で開催されているが、その内容は、抽象的な報告に留まる内容にすぎず、事前の意見集約もなく実質的な議論は全くないものである。</p> <p>施設利用WGは、市場全体に影響がある重要な取組が検討項目とされているものであり、今後積極的な議論、審議なくして、施設利</p>	152

	用WGの取り組みの達成は困難である。	
受益者負担の適正化	青果部パレット置き場について、令和3年度より使用料の支払が開始し、結果、617,100円の収入があった。 しかしながら、令和3年度においては、それ以外の受益者負担の対象となる市場施設や用地の候補に関し、具体的に検討が進められている状況は確認されなかった。	152
取引適正化WG	取引適正化WGの各会議について、その議事録が作成されておらず、また、審議結果についての報告が各委員にされていない。	154
組織改革 & 食育事業WG	保育所問題・生ゴミ削減が最大の議論テーマのはずであるが、第1次プロジェクトにおける令和2年1月28日の委員会から1年半以上が経過した令和3年9月に開催したWGは、内容において何も進展もなく意見もなく、単に、状況確認に留まるものであり、WGの実質を成していないと言わざるをえない。	155
事業所内保育所の整備	利用者のニーズ把握のため、その調査がなされていることが認められたが、提携先の近隣の企業主導型保育園への通園者数もわずか2名という現実からも、事業所内保育所を整備する選択肢はなく、およそ不可能であることは自明の理であった。 それにも関わらず、表向き保育所の整備を検討しているという状況を維持するため利用者のニーズ把握期間とだけ位置づけ、調査をすること自体にいかなる意味が見いだされるといえるのか不明である。 結論が明らかであるにも関わらず、プロセスの正当性を論じる意味はなく、事業所内保育所の整備の取組については第2次プロジェクトの取組から除外し、その余の取組に時間と労力を注ぐべきである。	156
環境負荷軽減に向けた取組	生ごみ量の削減目標として、10%削減が掲げられているところ、令和3年中、円山動物園への廃棄野菜提供がされるも、その効果は0.3%に留まっている。現在さらに検討を始めているフードバンク団体への食材提供、民間団体による食品ロス削減に向けた取組において、その削減率が向上することが期待される。	156
情報発信WG	SNS等を活用した消費拡大事業の推進など、掲げられている取組項目及びその活動結果が、具体的に市場の活性化、とりわけ市場を通じた取引量の増加にどのようにつながっていくのかについて、より具体的に検討し、発信方法を工夫されることが必要と考える。 市場を通じ取引される水産・青果が、市場外で取引されるものと、どのように異なり、価値があり、生産者あるいは消費者それぞれの立場においていかに有益であるかを積極的にアピールし、差別化を図る情報発信の必要性があると考え。	158
環境防災対策WG	令和4年2月から書面開催をしているが、その開催の終期について記録上明らかにされていない。また、書面開催の結果について、委員への結果報告がされたか不明である。	159
受益者負担の適正化（生ゴミ排出量削減・処分費有料化）	令和3年12月から令和4年1月にかけて、水産卸、水仲、青果卸、青仲等の主要団体と各3回程度の事前協議を個別に実施し、青果生ゴミの有料化についての合意に達したことが認められた。その効果額については翌年度以降に検証されることが望まれる。	159
危機管理体制の増強事業継続計画	令和3年度のBCP作成は、専門業者への委託により実施する方針で第2次プロジェクトの取組とされていたが、令和3年度、市がその予算を認めなかったことにより、策定の着手にも至っていない。ただし、市場単独でのBCPの策定ではなく、市が作成	160

BCP策定	<p>しているBCPを準用する方法での策定を進める方針で検討が進められている。</p> <p>代替方法で策定が可能であれば、経済性の観点からも妥当といえ、第2次プロジェクトの見直し時期において、「危機管理体制の増強 事業継続計画BCP策定」項目について予算を考慮した取組内容へ修正することが望ましい。</p>	
防災)防火管理セミナーネット配信	<p>実際に視聴したかどうかのチェックをしておくことが望ましく、また、開設者としては、一般的な防火管理のセミナーではなくあくまで市場における災害への備えの観点から、市場内での防災訓練、それが事情によりできないとしても、市場内での災害発生時に、誰がどのように対処するのか、場所と避難経路等による現実的なシミュレーションについて市場関係者全体に周知徹底されるべきである。</p>	160
WGの各開催	<p>新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあり、対面での会議ができず、大半が書面審議で開催されていた。開設者において積極的に意見聴取に取り組み、意見集約をした上、それをきちんと書類に残し、WG全体でその意見を共有することが必要である。</p> <p>今後も、書面にならざるをえない状況を迎える可能性を考慮すると、令和4年度以降、持ち回り開催であったとしても、事後報告と確認の場とするのではなく、事前の準備、事前の意見聴取、次のWGに向けた課題や担当ごとの宿題を明確にし、議論を充実させていく取組が重要である。</p> <p>また、各WGの開催後において、議事録を作成せず、また、WG開催結果についての報告(委員への周知)が不足する事例が散見されるので、その作成に留意すべきである。</p>	161
担当者の事務引継	<p>本監査において非常に散見されたのは、開設者の各担当者の転勤に伴う後任者に対する事務引継の問題である。</p> <p>各担当者において、各種検討や市場関係者からの意見聴取等が行われていたと述べるもその一連の記録がどこにもなく、各取組に関してもその進捗状況を端的に確認できるものが残されていない。</p> <p>また、第2次プロジェクトの各取組が制定されたその背景事情や事実関係についての把握が不十分であることが認められた。</p> <p>その結果、監査時においても、担当者が過去の経過把握に不十分な点が見受けられ、それでは、円滑な第2次プロジェクトの遂行に支障を来すため、形式は問わずとも、各取組状況や意見聴取内容については記録化しておくべきである。</p>	161
4.3 財産管理に係る監査の結果及び意見		
保全計画案の承認	<p>長期修繕計画は外部の専門業者により策定され、30年間で総額340億円という内容である。</p> <p>この長期修繕計画に沿って、設備老朽化等による優先順位を考慮した実務的な今後10年間の保全計画案を市場で策定しているが、これについては稟議等の承認手続きは無い。保全計画案は工事の優先順位と実施時期の方針を示す重要な計画であり、組織内での適切な承認を経て決定されるべきものである。</p> <p>また名称も「保全計画案」ではなく「保全計画」とし、内容の修正が生じた場合は適宜修正内容につき稟議等の承認をすべきものとする。</p>	177
施設規模	<p>施設が更新された平成21年頃に想定されていた取扱高と現状では大きな差異があり、施設規模は現在の取扱高に対して過大である。</p> <p>売り場の集約化、それによる空きエリアの再利用(収益化あるいは市場のPRへの利用等)について検討する必要がある。</p>	179

4.4 決算に係る監査の結果及び意見		
遊休資産の管理	<p>遊休資産とは、一度事業用の資産として取得されたが、事業変更や新しい機器の購入等により、利用や稼働を停止した資産のことを指す。</p> <p>札幌市の中央卸売市場は全国的にも広大な敷地面積を有し、将来的な需要予測が不透明な中で、広大な施設設備の効率的な活用は継続的な課題といえる。この点、より効果的効率的な経営判断に資するために遊休資産の定義を明確化し、遊休資産の管理を可視化する必要があると考える。</p>	187
減価償却に関する会計規定と実際の会計処理	<p>札幌市中央卸売市場会計規程では、「減価償却は、固定資産を取得し又は固定資産を編入した年の翌年度から行うものとする。」と規定されている（第78条第3項）。</p> <p>しかし、年度の途中で取得した資産については、使用した月数に応じて減価償却を行うのが市場の経営成績をより適正に表示することとなるため、同項ただし書（償却資産の種類により必要があると認めるものについては、取得し又は固定資産に編入した月の翌月からこれを行う事ができる。）を適用するのが望ましい。</p>	188
貸借対照表の表示科目の明瞭化（引当金）	<p>札幌市中央卸売市場事業会計規程や注記表、キャッシュ・フロー計算書上では「退職給付引当金」及び「賞与引当金」が区別して表示されているが、貸借対照表では「引当金」と表示され、内容が不明確であり他の開示書類との整合性が損なわれている。</p> <p>流動負債の引当金を賞与引当金、固定負債の引当金を退職給付引当金と表示し、明瞭な貸借対照表とする必要がある。</p>	190
貸借対照表の表示科目変更	<p>貸借対照表に「その他投資その他の資産」という科目が表示されている。内訳は水産保冷配送センターの借地権設定契約に係る保証金である。</p> <p>しかし、「その他投資その他の資産」はその他の表現が重複し、わかりにくい。上場企業を例にすると、シンプルに「その他」と表示する事例が圧倒的多数であり、「その他投資その他の資産」を「その他」と表示すべきである。また、当科目に計上される取引内容が上記保証金のみである場合、「保証金」といった内容がわかる科目名での表示も有効である。</p>	192
事業別の収支管理	<p>札幌市中央卸売市場では、水産物と青果物の2事業を主たる事業としており、毎月各事業の取扱高や取扱額を各事業別に報告管理されているものの、費用の事業別管理は限定的であり、正確な事業別の損益を管理していない。</p> <p>部門別会計を導入し水産物と青果物の2事業の損益を可視化することで、より詳細な会計情報が得られる。これらの会計報告から得られる情報を充実させ、より効率的な経営判断を行えるよう事業別の部門別会計を導入すべきと考える。</p>	197
セグメント情報に関する注記	<p>セグメント情報とは、企業の売上、利益、資産その他の財務情報を事業単位などの単位（セグメント）に分解した財務情報のことをいう。</p> <p>札幌市中央卸売市場事業会計規程では単一セグメントとしつつも、札幌市中央卸売市場が公表する資料においては、そのほとんどについて水産物事業と青果物事業が別々に管理されている。</p> <p>報告セグメントの区分を水産物事業と青果物事業の2つのセグメントとし、決算書上セグメント情報の開示を行うことが望まれる。</p>	199
4.5 その他監査の結果及び意見		

タクシーチケットの管理	<p>チケット使用簿では、用務欄に記載のないものや、「緊急用務」とだけ記載されているもの複数見られた。</p> <p>どのような用務でタクシーを利用する必要があったのか明確にする必要性から、用務欄には具体的な用務を記載すべきである。</p>	201
保証金台帳	<p>卸売市場に対して預託している仲卸業者の保証金について、保証金台帳を通査すると、過年度において既に保証金が返還されたにもかかわらず、返還年月日が記載されていないものが、散見された。</p> <p>卸売市場では、保証金台帳とは別に保証金一覧が作成されており、このように、保証金の管理について、2つの管理簿が作成されていることから、この2つの管理簿を1つにまとめて作成するなどして作業の2度手間を減らすとともに適切な管理をするべきである。</p>	204
システム関連投資にかかるとの体制整備	<p>市場が有効かつ効率的に機能し、利用者にとって価値ある市場として今後も維持継続するためには、システムの活用は不可欠であるが、市場内部にはシステム投資や開発について専門的な見地から判断する人材が不足しており、年々IT技術が発達する中で必ずしも最適な意思決定を形成できるだけの体制が整備されていない可能性がある。</p> <p>現状のITに関する評価や意思決定の助言を内部あるいは外部から得られるような体制の整備が必要と考える。</p>	206
市場総合情報システムの責任範囲の明確化	<p>札幌市中央卸売市場総合情報システムは、所有権は市場にあるものの、使用許諾を市場協会と締結し、同協会とその委託会社を中心となって保守管理や機能追加等を行っている。しかし、委託内容や詳細なセキュリティに関する条項等の権利義務関係が明文化されてなく、具体的な責任範囲や有事の際の対応根拠として不十分である。</p> <p>市場と市場協会間での現状の契約内容では、権利義務の範囲や内容が不明確であり、有事の際に適切な措置が困難となる可能性が高いと考える。</p> <p>さらに、市場システムに関するコントロールは市場協会が行っているものの、情報漏洩等が生じた場合は市民・メディアの関心は市場へ向けられると想定される。そのため、現在不明瞭な権利義務関係を明確化すべきである。</p>	207
5.1 札幌市の農業の現状		
札幌の農産物のブランド化	<p>札幌の農産物のブランド化は、消費者が数ある選択肢の中から札幌の農産物を選択してもらうことで、一昔前であれば、品質の良く値段が安いものを提供すればそれだけで選ばれていたが、今では明確に差別化し、独自性を可視化しない限り、消費者から選ばれにくいと思われる。</p> <p>「あの場所に行けばいつでも購入できる」場所を継続的に提供し、郊外はもとよりできれば市内中心部でも購入できる場をつくることを市として検討することも必要であると思われる。</p>	213
情報発信の重要性	<p>特に農業にかかる情報を一体として提供できるプラットフォームとなるホームページ等の提供ができないか検討すべきと考える。農業に興味のある人が札幌の農業について知りたい場合に一つのホームページを見るだけで多くの情報を入手できる場の提供は、重要と考える。</p> <p>特に、若年の新規就農を希望する人向けには、充実した内容を提供できる必要があり、市のサポート体制、その他のサポート体制、補助金・助成金等及び就農者の成功・失敗の体験談等が必要と思われる。</p> <p>また、既に就農している農業者のホームページ作成あるいはコン</p>	215

	サルティング等への補助金・助成金の提供も検討するべきと思われる。その場合にも、上記のプラットフォームからリンクできるようにするなど情報の一体化を進める必要がある。	
5.2 契約事務に係る監査の結果及び意見		
サッポロさとらんど埋蔵文化財包蔵地掘削業務	<p>本事業における入札者は、1社しかおらず、かつその1社は、さとらんど指定管理者である、さとみらいプロジェクトグループの代表企業であった。</p> <p>その原因として、本業務の内容は、市民文化局文化部が指定する日に、埋蔵文化財調査に必要な機械掘削作業を行うというものであり、作業の日程が天候（雨天時は調査不可）や他の場所の進捗状況（民間企業の試掘調査が優先）に応じて決まり、場合によっては直前の判断となる場合があるものであったことから、入札に参加しやすい事業内容とした仕様でなかったことに問題があるのではないかと思料する。</p> <p>したがって、一般競争入札とするにしても、実質的に入札を控えざるをえない仕様とするならば、形式的には一般競争入札により契約者を選定しているといっても、実質は、競争原理が働いた価格形成がされたとはいえないのであって、1社入札とならないような仕様の工夫や、広く入札を呼びかけるなど、類似の契約事務においては、今後の対応を検討するべきである。</p>	220
5.3 札幌市農業体験交流施設（さとらんど）に係る監査の結果及び意見		
管理物件の修繕費等の負担の金額基準	<p>管理物件の修繕費等の負担について、協定書では1件につき、100万円（消費税及び地方消費税を含む。）以上のものは市の負担で行うものとし、100万円未満のものは指定管理者の負担で行うとしているが、管理物件には、取得価額も耐用年数も異なる資産が混在しており、すべての資産において100万円が合理的な水準とはならない。</p> <p>指定管理制度において、修繕費の負担区分は目的達成のために重要な論点であり、重要であるからこそ合理的な判断基準を詳細に明文化する必要がある。</p>	223
協定書における修繕費等の定義の明確化	<p>修繕費とは有形固定資産等を修理・改修するために支払った費用であり、通常の経営に必要な機能維持や原状回復も含まれる。</p> <p>一般的には、修繕費と資本的支出を区別することが容易でない場合も多いため、具体的な判断基準が協定書へ示されなければ、民間団体である指定管理者と行政機関である市とで、画一された判断が維持されるとは考えにくい。</p> <p>修繕費等の定義に関する認識が異なることにより、必要な修繕が行われない、不必要な支出を招く等の可能性があるため、市として修繕費等の定義を再確認し、指定管理者との同意を図る必要がある。</p>	223
備品出納簿の運用	<p>備品に限らず、物品その他資産の定期的な現物確認は日々の受け払い時の現物確認を補完し、資産の毀損や滅失等を発見する上でも有用であり、資産管理を行う上で重要である。</p> <p>市は数多くの資産を取り扱っており、一度にすべての資産に対する現物管理は難しいが、定期的な現物確認をルール化し、適切な資産管理を行う必要がある。</p>	232
5.4 補助金及び助成金の事務に係る監査の結果及び意見		
札幌市農業基盤整備事業補	令和3年には、札幌市農業基盤整備事業補助金の利用は23件であり、そのほとんどは有害鳥獣除けの電気柵とパイプハウスの建設補助金申請である。	234

<p>助金の対象者について</p>	<p>本補助金を申請できるのは、個人の場合には、札幌市中核農家のほか、認定農業者や認定新規就農者が対象となっている一方で、それ以外の販売農家は有害鳥獣対策のための補助金が対象となっているのみである。</p> <p>パイプハウスの設置の必要性については寒冷地かつ多降雪地帯である市の地域性を踏まえ、販売農家にも広く認められる合理性もあると考えられ、鳥獣対策と同様、本補助金の対象者を販売農家にも広げることが望ましい。</p>	
<p>札幌市農業基盤整備事業補助金の認定手続について</p>	<p>令和3年には、札幌市農業基盤整備事業補助金の利用は23件であるが、そのうち1件は農業用水施設工事であった。</p> <p>当該工事の施工状況を確認できる写真が添付されているが、添付写真からは一般住宅に敷設されている外構水道栓と同様の設備の設置のように思われ、農業用水施設であると直ちに判断できない。</p> <p>補助金の認定に当たっては、具体的な利用計画を提出させるとともに、現地調査を実施するなどして、農業用の施設であることを確認し、適正な補助金の支出を担保することが望ましい。</p>	<p>235</p>
<p>補助金の事後評価</p>	<p>補助金の支給された後の効果については、市の要綱等では効果を求めているため評価はしていない。</p> <p>しかし補助金・助成金事業の効果が認められないのであれば、より効果のある新たな事業への予算を重点的に配分等すべきである。よって事業の効果については短期的ではなく少なくとも中期的に評価する必要があると思われる。</p>	<p>238</p>
<p>補助金の区・生産物等ピンポイントに当てた補助金の可能性の検討</p>	<p>現在の補助金は、市全体の就農者をカバーできるような一般的な補助金であるが、農業就業人口の年齢構成や経営耕地面積など地域の実情が異なっている。</p> <p>市全体に対する補助事業だけでなく、区・生産物あるいは地域毎の特徴・実情にピンポイントに当てた補助金の可能性の検討をする必要があると思われる。</p>	<p>239</p>
<p>札幌市新規就農者に対する支援事業に対する補助金</p>	<p>新規就農者等の経営の早期安定を図るために必要な機械・施設の整備等の経費に対して助成しており、その対象事業は農畜産物の生産、加工、流通販売に関する農業経営の開始もしくは改善に必要な機械又は施設、資材等の取得等及び農地等の改良、造成等であるが、の農地等の改良、造成等に対して申請されたケースはない。</p> <p>農地等の改良、造成等にこの事業が使われないことについて就農者等にヒアリングするなどしてより利用しやすい補助金とする必要があると思われる。</p>	<p>241</p>